

国民年金だよ



◆国民年金保険料の前納制度について

国民年金の保険料は、毎年4月から納付が始まります。国民年金保険料の前納制度は、一定期間の保険料をまとめて前払いすることができる制度です。この制度を利用すると、割引が適用されるため経済的にお得になります。

●前納の種類と手続

国民年金保険料の前納は、「2年前納」、「1年前納」、「6カ月前納」の3種類があります。

前納をするために必要な手続は次のとおりになります。

①口座振替の場合

「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関の窓口又は旭川年金事務所に提出してください。申

込期限は令和6年2月29日です。

②クレジットカードの場合

「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項を記入し、旭川年金事務所に提出してください。申込期限は令和6年2月29日です。

③現金の場合

毎年、2月1日から事前に申出書を受付けていますので、希望される場合は旭川年金事務所に申込みください。申込期限は令和6年3月31日です。

※手続に必要な様式は、日本年金機構のホームページからダウンロードしてください。

※なお、令和6年3月以降は、令和6年2月29日までホームページに掲載中の申出書は利用できませんのでご注意ください。

●令和6年3月以降における前納の変更点

令和6年3月以降から、年度の途中からでも、「口座振替」または「クレジットカード」納付による前納が可能となり、より柔軟に前納制度を利用することができます。令和6年3月以降に前納を申込みされた場合、申出書の提出後、

初回納付日に当月分から年度末（2年前納を選択した場合は翌年度末）までの前納の保険料が納付されます。

ただし、6カ月納付を申込みされ、初回納付日が5月31日から9月30日となる場合は、前月分の保険料（クレジットカード納付の場合は当月分の保険料）を初回納付日以降、毎月、9月30日まで納付されます。その後、10月31日に9月分の保険料と10月分から3月分までの6カ月前納の保険料（クレジットカード納付の場合は6カ月の前納保険料のみ）が納付されます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



日本年金機構 HP

★令和6年3月以降に口座振替またはクレジットカード納付を申込みされる場合の申出書は、令和6年3月1日から旭川年金事務所の窓口を設置されます。

◆年金相談・手続の際は、ぜひ「ご予約を

全国各地の年金事務所では、年金相談や年金請求手続について、事前予約が可能です。

待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

①予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

②お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-0514890」又は旭川年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
☎0165-26-9026
日本年金機構 旭川年金事務所
☎0166-72-5002

